

認可外保育施設等を御利用の方へ 幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費の給付の御案内

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」といいます。）の開始に伴い、保育料の給付手続きが必要となっています。認可外保育施設等（市内・市外）に通われている場合の給付方法は、一度保護者の方に施設にお支払いいただいた保育料等のうち、基本保育料についての上限額までを請求いただく「償還払い」となります。

下記内容を確認のうえ、請求書に領収書等の必要書類を添付し、お早めに保育幼稚園課へ御提出ください。

1. 無償化の給付対象者と内容

対象者		上限金額
0～2歳児クラス	●市町村民税非課税世帯 ●保育認定が必要*1	月額 42,000 円
3～5歳児クラス	●保育認定が必要*1	月額 37,000 円

*1 「保育認定（保育の必要性の認定）」の要件については、就労等の事由に該当する必要があります。詳細については、保育幼稚園課 入園相談係へお問い合わせ下さい。

* 入園料、通園費、給食費、行事費等は対象外です。

2. 請求の時期から決定及び支払いまでの流れ

【請求時期】半期ごとの年2回。* 請求後、内容審査を含め約1～2ヵ月後の給付となります。

①4月から9月の利用分・・・10月に請求 ②10月から3月の利用分・・・4月に請求

※今回の案内は、令和5年度後期分（令和5年10月～令和6年3月）です。

STEP
1

請求書の入手と準備

施設等利用費請求に必要な「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を、利用している施設から発行を受け用意ください。

【請求書配布場所】通園している保育所（補助金対象施設である市内・市外認証保育所、市内・市外認可外保育施設）、保育幼稚園課（市役所第2庁舎1階）

※市ホームページからダウンロードもできます。トップページのページ検索番号「1020864」を入れ、「3-1 認証保育所、その他の認可外保育施設」の欄にあります。



STEP
2

提出期間 提出期限までに、保育幼稚園課へ郵送または直接提出してください。

令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで

* 請求書に不備等がある場合、提出期間後の請求などは、給付時期が遅れることがあります。

《 提出書類 》

- 様式第8号（第7条関係） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」
- 施設から発行された該当期間分の「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」
- 委任状（認定保護者（請求者）と指定の振込先口座名義人が異なる場合のみ）

御確認ください

保護者助成金は、令和5年10月分より第2子以降の助成金を拡充し、認可外保育施設の在籍児童にも対象となる方がいると思われます。
詳しい内容は別途の案内を確認の上、合わせて御提出ください。

STEP
3

お支払い

施設等利用費の支払いは、内容審査の終了後に請求書にて指定のあった金融機関の口座へ振り込みます。振込通知はございませんので、通帳等で確認してください。

支払い予定時期 令和6年5月下旬頃

3. その他注意事項

- (1) **必要書類である「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」**は、施設から発行されるため、お時間を要する場合がございます。お早めに利用施設に御相談ください。
- (2) 書類の不備等が判明した際は、確認のため市から連絡させていただく場合がございますので、御承知おきください。
- (3) **振込先口座は、お子様名義の口座は指定できません。**

【問い合わせ先・受付について】

【請求について】 保育幼稚園課 給付管理係 042-325-0111（内線 359）

【認定について】 保育幼稚園課 入園相談係 042-325-0111（内線 383）

【受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時まで

【受付方法】 保育幼稚園課（市役所第2庁舎1階）に持参する、

または下記に郵送してください。

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

国分寺市役所 子ども家庭部 保育幼稚園課 給付管理係

記入例

請求日 令和〇年〇月〇日

国分寺市長 殿

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用

【令和〇年〇月 ~ 令和〇年〇月分請求書】

特定子ども・子育て支援提供
証明証書の発行年月日以降
の日付をご記入ください。

- ・消えるペンは使用しないでください。
- ・訂正がある場合は、2重線で削除の上、氏名の横に押した印と同じ印で訂正し、正しい内容をご記入ください。

太郎
例)国分寺 ~~太郎~~

償還払いは半年ごとにまとめて行うため、原則半年分をご記入ください。(途中入退園・転出入を除く)

4 課税状況を国分寺市が確認すること

「※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です」～保護者氏名と口座名義は、同じ名前をご記入ください。(押印をお願いいたします。)

1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)

フリガナ	コクフンジ 〇〇〇	日
氏名	国分寺 〇〇 印	〒185-0000
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所 電話

認定通知書に書いてある種別と認定番号をご記入ください。認定番号が不明な場合は未記入でも構いません。

2. 認定子ども (認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	000000
生年月日	〇〇年〇月〇日	フリガナ	
令和〇年4月1日～令和〇年9月30日の間の住所		氏名	
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	

前回の請求から内容に変更がない場合はチェックを入れてください。変更がある場合のみ、下記に変更後の振込先を記入してください。

対象期間中に転入又は転出した場合は、転入・転出日をご記入ください。

振込先は、前年度(前回)請求書から変更はありません。

銀行・信用金庫	支店	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇〇	〇〇	口座番号	0 0 0 0 0 0 0
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	コクフンジ 〇〇〇

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

フリガナ	〇〇ホイクエン	〒	185-0000
施設名	〇〇保育園	所在地	東京都国分寺市〇町〇-〇〇-〇〇
契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額	電話	042-000-0000
フリガナ		額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
フリガナ		円	
フリガナ		円	
フリガナ		円	
施設名		所在地	
施設名		電話	
契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円

ご事情で、申請者(施設等利用費給付認定保護者)と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委任状をご提出ください。お子様の口座は指定できません。

<裏面も記入して下さい>

④ ○添付書類（請求書と併せて必ずご提出ください。）

・領収証

⑤ ・特定子ども・子育て支援提供証明書

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書でも可能です。

※子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書と一緒に添付してください。

⑥ 請求額の算定は市に委任します。

チェックをしてください。

チェックがあれば、市で記入、算定等を行いますので請求額などは**未記入**でも構いません。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

請求額の算定は市に委任します。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和〇年〇月	a 円	b 円	c=a+b 円	d 円	cとdで小さい方の金額
例(第2号認定)	25,000 円	15,000 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円
例(第3号認定)	25,000 円	15,000 円	40,000 円	42,000 円	40,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の月額を計算して、利用料

※5 月額・月途中・月途中・月途中・月途中
【請求額の出し方】
認可外保育施設等が発行した領収証等を確認して、a・bに金額を記入します。
cと該当認定上限額dを比較し小さい方の額を請求額に欄に記入ください。
第2号認定上限額：月額37,000円
第3号認定上限額：月額42,000円
※市では、ご提出いただいた添付書類の金額・日数等に基づいて請求額を算定、審査します。

国分寺市長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、国分寺市内に居住していることを国分寺市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを国分寺市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払い状況を国分寺市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を国分寺市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄	生年月日	年 月 日
氏名	印		現住所	電話：
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です				

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい（※1）

振込先は、前年度（前回）請求書から変更はありません。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	
口座名義（カタカナ）		

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

請求額の算定は市に委任します。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000（42,000）円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000（42,000）円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数